

益田市街路灯設置事業費補助金交付要綱

令和5年3月23日
益田市告示第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、街路灯の整備による道路交通の安全確保及び犯罪の防止を図り、もって市民の生活安全に寄与することを目的として、街路灯の整備を行う自治会等に対し予算の範囲内において交付する益田市街路灯設置事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、街路灯の新設又は更新を行うもの（LED電灯を用いるものに限る。）とする。ただし、街路灯の更新を行うものにあつては、破損したものの又は老朽化により点灯しなくなったものの更新に限るものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、前条の補助対象事業を実施する自治会又は町内会とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業における機器の購入に係る経費及び設計、工事等の委託料とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 新設（電柱自立） 20,000円に新設を行う街路灯の灯数を乗じて得た額又は補助対象経費の総額に4分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）のいずれか少ない金額
- (2) 新設（既設電柱共架） 10,000円に新設を行う街路灯の灯数を乗じて得た額又は補助対象経費の総額に4分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）のいずれか少ない金額
- (3) 更新 5,000円に更新を行う街路灯の灯数を乗じて得た額又は補助対象経費の総額に4分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）のいずれか少ない金額

3 前項のほか、1の自治会又は町内会に対する補助金は、1年度につき50,000円を限度とする。

(交付申請手続等)

第5条 補助金の交付申請その他の手続については、交付申請は益田市街路灯設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）により、実績報告は益田市街路灯設置事業費補助金実績報告書（様式第2号）により、交付請求は益田市街路灯設置事業費補助金交付請求書（様式第3号）により、それぞれ行わなければならない。

2 前項のほか、補助金の交付決定その他の手続については、規則に定めるところにより行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(街路灯設置事業費補助金の交付の対象者等を定める告示の廃止)

3 益田市補助金等交付規則第3条の規定により益田市街路灯設置事業費補助金の交付の対象者等を定める告示（平成10年益田市告示第26号）は、廃止する。

附 則（平成30年3月8日告示第41号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日告示第62号）

この告示は、令和5年3月23日から施行する。